

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成27年12月4日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑（水谷毅委員、東久美子委員、大澤千恵子委員）	
議案第79号の審査	7
質疑（水谷毅委員、東久美子委員）	
議案第80号の審査	9
質疑（水谷毅委員、市来賢太郎委員）	
採決	11
閉会の宣告	12

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成27年12月4日（金）午前10時 1分 開会  
午前10時52分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 安藤 薫                      副委員長 東 久美子                      委員 大澤千恵子  
委員 水谷 毅                      委員 市来賢太郎

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正                      教育長 箸尾谷知也  
教育総務部長 山本和憲                      子育て支援課長 木下伸記  
次世代育成部長 前馬晋策                      同部参事兼こども教育課長 小林寿弘  
生涯学習部長 宮部善隆                      生涯学習課長 柳瀬哲宏

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹                      同局書記 渡部真也

### 1. 審査案件

議案第64号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分  
議案第79号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第80号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○安藤薫委員長 おはようございます。

ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

今日は、委員の皆さんには何かとお忙しいところ、また少し冷えます中、文教常任委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

今日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことについて、異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

それでは、私のほうから2点質問させていただきますと思います。

まず、子ども医療助成費の件でございま

すけれども、一般会計補正予算書の22ページ、23ページに、システム改修委託料というのがございますけれども、その内容についてお伺いをしたいと思います。

もう一点、補正予算書の6ページ、債務負担行為の補正についてでございますけれども、図書館に指定管理者制度を導入されて、平成23年から5年が経過をしようとしておりますけれども、指定管理者制度を導入される時も、さまざまな論議もあったかと思うのですけれども、その評価をどういうふうにご考えておられるのか、また、契約期間が5年間となっておりますけれども、その期間が相当な期間なのかどうか、この2点についてお伺いをいたします。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子ども医療費助成のシステム改修委託料についてのご質問にご答弁申し上げます。

今回、上程させていただいておりますこの改修費用につきましては、子ども医療費の助成の対象者を拡大するに当たりまして、現在対象外となっております中学生の子どもさん、また小学生の子どもさんで申請をしていただいていない方、この方々に申請をしていただく必要がございます。そのために申請書の送付等で勧奨してまいりたいと考えております。そのため、対象者の切り出しにつきましては、システムを使って実施していくという内容となっております。そのための費用でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 私のほうから図書館指定管理につきまして、5年間の運用に関しての評価及びその期間につきまして

ご答弁させていただきます。

まず、平成23年度から導入をさせていただきました市民図書館及び鳥飼図書センターにおける指定管理の評価でございます。まだ5年の最後まで来ておりませんが、4年及び途中での評価ということになります。この評価につきましては、第三者評価及び行政によりまず評価によりまして評価モニタリングという形で評価づけを行っております。これまでもご説明させていただきましたように、全て適切ではありませんが、残念ながらC評価となっております。その得点率につきましては、平成23年度当初の導入から現在に至るまで得点率の向上を図っていることから、指定管理者制度の導入に関しましては、数値的にも一定の評価を与えることができるのではないかと考えております。

また、図書館における指定管理者におきましては、収入がございませんことから全て指定管理料で賄うということにおきまして、指定管理者制度の導入のいわゆる民間業者に対するうまみというか、そういったインセンティブのところがございますことから、図書館の指定管理につきましては非常に難しいところがあります。しかしながら、この約5年間、行政と図書館の間で密な協議を行いながら、また図書館行政の向上に努めてまいりました。さまざまな改善点がございますが、大きいものとしたしましては、それまでの図書館は静かで話すことができない、もしくは飲食ができないといったイメージの図書館でしたが、ことし4月より市民図書館2階の読書ラウンジを設置しました。気軽にお茶を飲みながら読書ができる環境を構築、それに伴い書架を増設し、図書館機能の向上を指定管理者と一体となり進めております。これ

らのことから、指定管理者導入につきましては、一定評価できるものがあったと考えております。

続きまして、5年間という期間につきましては、当初は5年間で指定管理者が何か結果を出すことは難しいのではないかと議論もございましたが、先ほど申し上げたような読書ラウンジの設置等の図書館サービスの向上を図ることができ、また次の指定管理者につなげるようなサービスの向上を図ることができたものと考えております。毎年指定管理者におきましては利用者アンケートを行っておりまして、その中で図書館の利用について市民の方からご意見を頂戴いたしておるところでございますが、この指定管理者制度を導入いたしまして、サービスの向上でありますとか、リファレンス機能の向上、こういったところに非常に良いご評価をいただいております。次期指定管理者の選定につきましては、指定管理者の導入効果というものにつきましては、今後も継続していけるものと考えさせていただいております。

以上です。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、システム改修委託料の件については、こども医療費の助成の拡充に伴うものということで、内容は理解できました。このたび対象年齢が変更になるのですけれども、所得制限について今回論議がされておりますけれども、変更通知を具体的にどのようにして周知をしていくのか、また来年春からということを目指すのであれば、タイトな感じにスケジュールがなるわけですけれども、もし万一手続ができていない状態で医療機関を利用された場合の対応はどのようにするのかお示しいただきたいと思っております。

続いて、図書館の指定管理の件ですけれども、約5年間の評価についてはご報告いただいたとおり、ある程度内容が理解できました。読書ラウンジの設置等、いろいろ指定管理者のほうも工夫をされているという点は理解ができました。具体的には、指定管理で決められた予算の中でいろいろ整備をしていくということで、制限がどうしてもあるということがございますけれども、今後、図書館の運営に関する予算と、それから充実に関する予算を例えば切り分けて考えるとか、その辺を充実するためにどのようなお考えを持っておられるのか、重ねてお伺いをしたいと思います。

また、本市としましてどのように読書啓発について努力をしてこられたのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子ども医療費に係るスケジュールについて、ご説明させていただきます。

周知の方法は、基本的には、前回平成26年9月に小学生まで拡充をさせていただきました際と同じような形で周知を図ってまいりたいと考えております。具体的に申しますと、対象者の方につきましては、個別に通知を送らせていただく予定をしております。また、学校を通じましてご案内もしてまいりたいと思っております。それから、ホームページ、広報等も活用してまいりたいと考えているところでございます。前回につきましては、それに加えて医療機関へポスターの掲示などもしていただきましたので、そのような手法についても用いたいと考えております。可決をいただきましたら、1月早々にでもそのよう

な準備にとりかかりたいと考えているところでございます。

それから、手続が遅れて受診された場合も、本制度につきましても、後日申請をされた場合には遡って適用という形をとらせてもらっております。そのような場合につきましても、医療機関で一旦お支払いいただきますけれども、後日申請していただいて、市のほうからご家族にお返しをするといった手続をとっているところでございます。今回も同様に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私のほうから図書館に関するご答弁をさせていただきます。

まず、今後の図書館に関する運営、その経費等の部分でございます。指定管理者を選定する際の指定管理業務に関してですが、その業務の中には通常の固定化された図書館業務に対する指定管理料というものもございますが、通常の指定管理施設と比較しまして、いわゆる図書館行政を担う部分というものが多くことから、指定管理者独自の施策、事業を行えるような形での予算組み、つまりある程度余裕を持たせた形での指定管理料となっております。指定管理者選定の際には独自の事業に関する提案もいただきまして、そちらも指定管理者選定に対する得点として加味されるということで指定管理内での独自事業の実施というものが挙げられます。また、それ以外にも指定管理外として指定管理者が独自の費用で実施する事業、こちらについても市と協議の上で実施することを認めるという形にさせていただいております。今回の読書ラウンジ及び書架の増設に代

表されますように、指定管理者側からの図書館改善に関する提案というものがございまして、それは完全に図書館施設の改修ということがございますことから、その提案を受けまして、摂津市としてそちらを予算化した上で実施するというものも行っており、摂津市と指定管理者の間で共同して事業を実施するというものも行っております。ということから、さまざまな手法を用いて図書館行政を行っていくということを考えさせていただいております。

また、読書啓発の努力等を今までどうやってきたかということでございますが、本市におきましては、子ども読書活動推進計画に沿って摂津市内のさまざまな事業のほうを実施しております。特に今回の指定管理者につきましては、子ども読書活動という部分に力を入れていただいております。直営時代におきましては、読み聞かせ会につきましてボランティアでの実施のみとなっていたところを、今回は指定管理者で実施されるということで、直営時代から実施回数がほぼ倍増しており、子どもに対する読書活動の啓発というものができたのかなと思っております。ただ、こちらにつきましてはすぐに結果が出るようなものではなく、5年後、10年後で、小さいころに読書に親しんだ子どもが大きくなって、また摂津市の図書館を利用していただけるというような長期的な考え方にもございます。

また、そのほかにも図書館システムの改善による利便性の向上や、配架などの工夫、それらによる図書館機能の向上など、さまざまな形での読書啓発の活動を市教委と指定管理者で協力をいたしまして実施させていただいております。今後もそれらの路線を継続して読書活動の向上に努めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、子ども医療費の助成の件でございますけれども、周知方法については、おおむね理解できました。限られた期間での周知になりますので、最近、ご自宅のポストもいろいろなチラシとかDMとか入りますので、案内の封筒等もいろいろ工夫していただいて見落としのないようにできる努力していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、図書館の指定管理の件でございます。予算の考え方についてはある程度幅をもって臨んでおられるということでございますけれども、今回第一回目の更新という形になってくると思うのですけれども、事前のこの5年間のプランニングを市としてもしっかり確認をしていく必要があるのではないかと思います。と申しますのは、実際にこの約5年間に利用された方の人数とか貸し出しの冊数についても確認をさせていただいたのですけれども、世の中が情報化、インターネット、また中古の書籍が割りとお店とかネット上で安価で手に入るようになったとか、そういうふうな環境がどんどん変わってきております。それに対して図書館独自の魅力を発揮できるようなプランニングになっているのかどうか、管理する市の側としてもよく注視していただきたいなと思っております。また、利用する方の年齢層も高齢化に伴ってだんだん高くなっておりますので、例えば大活字本とか電子書籍を通じて文字を拡大して読める等の工夫も今後考えていただきたいなと思っております。また、外国人の方も増えてきておりますので、対応等について総合的なプランニングをしっかりと確認し

ていただいて、逆に、市のほうから指定管理者に提案できるようなノウハウをしっかりと勉強して臨んでいただきたいなと思います。

次に、読書の啓発についてでございますけれども、子どもさんの読書啓発をされている件は理解ができました。例えば、ビブリオバトルや読書の紹介の機会も今後また考えていただいて、本を読むことによって自分自身の心がこんなに豊かになっていくのだということをつかんでもらえるような機会もしっかり持っていただきたいことを要望として終えます。

○安藤薫委員長 ほかに質問ありますでしょうか。

東委員。

○東久美子委員 私のほうは要望になるかと思うのですが、図書館が指定管理に変わってから、随分雰囲気が変わったと捉えています。図書館は入り口を入ったらすぐに椅子のスペースがかなり広がっていますので、前は奥にあって男性の方が結構お使いだったんですけども、今は入り口のほうに女性の方も、高齢の方も結構腰をかけておられるのを見えています。2階のスペースは、お茶を飲みながら話ができるというスペースで、すごくよくなったと受けとめています。それから、掲示物や案内、随分本のことについて細部にわたって学んでおられるなと感じる対応をいただいています。

今後のことについてですが、私はやはり選書のところで、どういうふうな本を選ぶかというところを市のほうでしっかりチェックし続けていただきたいこととか、委員会があるという説明を受けておりますので、ぶれないということをお願いしたいと思います。また、指定管理は5年間とい

うことで、また新たにとということになるのですが、今あるよい点が継続されるようにということをお願いしたいと思っています。

それと、これは図書館にお任せするには難し過ぎるのですが、公民館でかなりいい催し、講座をされているんですね。料理も含めて内容によっては、その講座を申し込んでも締め切りのような状態のものもあると聞いています。お家の方が講座を受けているときに、図書館に子どもたちが行くというような連携ができるように、公民館の講座を図書館のほうで把握されていると、その辺の組み立て方も変わってくるかなと思います。おっしゃっていたようにお話の回数ですね、あれもかなり増えてますよね。お泊まり会とかできることを着実に楽しんでもらえるようにというスタイルに変わってきているかと思しますので、期待しています。ただ、くり返しになりますが、指摘されている問題、課題もございしますので、きちんと市のほうでチェックしながら、よりよい図書館サービスをお願いいたします。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 1点だけ確認したいんですけど、今現在、先ほど市教委と指定管理とで提携しながらというお話だったんですけど、学校のほうで子どもたちが図書館に通っているというデータはあるのでしょうか。大体この小学校からどれぐらい行っているとか、そういったデータというのは指定管理者のほうでは把握されているのですか。1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 学校のほうから生徒はどれぐらい行っているかということ

に關しましては、残念ながら図書館のほうでは正確には把握できていません。子どもはどれくらい来ているというような感覚的なものはございますし、特に夏休みについては小・中学生が宿題や勉強などで1日に大体何人くらい来ているかというような把握はしているのですが、どこの小学校から何人来ているというところまでは把握はできておりません。ただ、それ以外にはいわゆる職業体験でありますとか、図書館体験、そういった形でのイベントとして参加いただいている子どもの人数等については把握させていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今後、指定管理者のほうにも、そういったデータもやっぱり必要かなというふうに思うんです。図書館に通っていただける子どもたちが多くなれば本を読んでくれる子どもたちも増えますし、市教委のほうとしても学力を上げていくということであるならば、本を読むということはやっぱり非常に重要なことだと思います。ですから、学校のほうから、例えば早い時間帯で学校が終わるときには宿題として図書館に行きましようとか、そういったような形の提案も市教委のほうからあってもいいのかなというふうに思っておりますので、そういった指定管理を今後5年間していただくに当たって、そういった子どもたちのデータもとっていただけるような工夫もしっかりとさせていただきたいなと思っておりますので、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させていただきます。

今回、国の施策がもとになりました特別区の保育士ということで、これに伴う改正ではないかというふうに思っております。待機児童も増える中で保育士さんが増加し、また保育環境が整っていくというのは、これはこれですばらしいことだと思います。国の施策ではありますけれども、今回、この受験の機会が増えたということ、本市としてどのように周知をしてこられたのかについてお伺いをしたいと思います。

また、家庭的保育事業という形で表現をされておりますけれども、現在この家庭的保育事業を運営している団体がどのように本市で運営をされているのか、またこれからされようとしているのか、これについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 地域限定保育士につきましては、国家戦略特別区域法の一部改正によりまして、従来年1回の保育士試験を、2回目の試験という形で創設されたものでございます。3年間はその当該区域内のみの保育士として通用する資格となります。国家戦略特別区域については、

大阪府も認定されていることから今回の条例改正をさせていただいております。今現在、2回目の試験ということで10月24日、25日に筆記試験が行われ、12月13日にその筆記試験の合格者の方が実技試験に臨まれるとお聞きをしております。この試験の周知につきましては、府が実施主体としての試験でございますので、ホームページ等で周知を図られておられますし、8月に通常の保育士試験がございましたが、そのような受験者の方に対しても周知を図られているということでお聞きをしております。

本市におきましても、今後、ご質問にありました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の中で保育士の規定に加えて地域限定保育士も加えるということで条例改正をさせていただいておりますけれども、今現在、私どもの中で家庭的保育事業等の運営事業者はおられません。ただ、現在小規模保育事業A型の運営事業者を募集しておりますけれども、その中で保育士資格を持っておられる方といった形で募集をさせていただいております。実際に、この地域限定保育士試験の実技試験が終わり、合格発表が1月末、保育士登録の手続をされて国家戦略特別区域限定保育士証の発行が3月20日以降ということになりますので、現実的には来年度以降の勤務になろうかと考えております。この条例改正に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の中で保育士として規定されているところに地域限定保育士も加えさせていただいて、市町村での事業運営に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 周知の方法については府

の事業ということでお話がございましたけれども、本市では保育士の数というのは本当に喫緊の課題になっていると思います。ホームページを見ましても臨職の保育士募集というのが再三載っている中でありますので、確かに国・府の制度であるかもわかりませんが、受験する機会をご案内していくとか、そういうのもホームページあるいは広報の中でこういうのもありますということで保育士になろうとしている方への追い風になるよう、具体的に国・府と同じリズムとか、立場に立ってご案内をしていただきたいなと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかに質問ございますか。

東委員。

○東久美子委員 保育に係ることで、これも要望です。学校の視察ということで、学校に行く機会は公開授業等があったように思います。保育関係の施設に、開設時に建物という意味で見に行ったことがあるんですね。ただ、実際に子どもたちがどのような形でということでは、まだ見せていただく機会はありません。ただ、この文教常任委員会のメンバー全員が行くと数が多かったり、子どもたちに不安を与えたりとかいろいろなことがありますので、その辺も十分に検討された上でできることであれば、子どもたちが保育を受けてる施設を見せていただきたいと思います。どんどん施設が増えている中で、子どもたちはどういうふうに保育されているのかなということに関心を持っておりますので、ある施設は夕方になるととっても中がよく見えるんですね、外が暗いですから。そうしたら、保育士の先生が子どもたちに丁寧

に接しておられるんです。子どもたちに健やかにというのですか、温かい接し方をされているんだなということではっきりとすることがあります。保護者の方は、子どもたちが保育されている様子とかを気にされていると思うんですね。いろいろな心配の中で、質の低下とかいろいろな課題も出されてたと思います。ですので、これは検討で結構です。私たちがそういう施設なりを見学する機会について、それは制約があつて当然と思っています。みんなが行くとか、時間帯とか、いろいろなことを保育現場にあわせて結構ですので、ぜひご検討ください。

○安藤薫委員長 要望ですね。今回の地域限定保育士のいる保育所ということではなくて全般的ということの要望ということによろしいですか。

東委員。

○東久美子委員 はい、そうです。

○安藤薫委員長 今、東委員のほうからも要望がありましたが、その中で国家資格と地域限定保育士の資格と2つできるということですが、資質という面について触れられていたので、その2つの資格で資質の差があるのかどうかだけご答弁しておいていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

小林参事。

○小林次世代育成部参事 地域限定保育士と保育士の試験内容につきましては、全く同一内容であるとお聞きをしております。そういったことから地域限定保育士として3年間は大阪府での勤務という縛りはございますが、4年目以降はどの都道府県でも勤務をしていただくことは可能です。そういった3年間の当初の勤務地の縛りはありますけれども、筆記試験内容も、

実技試験の内容も一緒でございますので、レベルが下がるといったことはございません。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかに質問よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第80号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、子ども医療費の助成についてご質問させていただきます。

今回、小学生卒業までから中学生までということで進めていただいていると思うんですけども、一つは入院時の食事療養費が削除される方向で検討されておりますけれども、実際に難病等で長期入院を余儀なくされている方もいらっしゃるわけです。そういった方に今回の方向性というのは負担増にならないのかどうか、これについてお伺いいたします。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、食事療養費についてのご質問にご答弁申し上げます。

本制度におきまして、長期でご入院されておられるような方がどれくらいおられるかというのを私どものほうで把握をしているところでございます。その中で、今年度は入院期間が過去90日を超える方がお二人ということで把握をしております。

す。ただ、難病等の方につきましては、また別制度がございまして、子どもさんの難病の場合は、小児慢性特定疾患の助成制度がございまして、この制度の中では、現時点では食事療養費の2分の1を助成していると確認をしております。

市全体といたしましては、中学生については拡大していくという中で、子育て支援全般的には進む内容であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 難病等の方については別の制度があるということで理解をいたしました。ただ、1人でも、2人でもいらっしゃる以上は、やっぱり慎重にこの辺は決めていかなければならないと考えますので、よろしく願いいたします。

難病につきましては、国のほうでも対象の傷病がかなり拡大をされていることと思います。本市としましても、そういった国の制度の変更についてしっかり学習をしていただいて、症状がぎりぎりのところで悩んでおられる方もおられると思いますので、逆にアドバイスができるぐらいのしっかりスキルを身につけていただきたいなというふうに思います。

子育てをしている親御さんにとって今回の拡充は非常に大きな力になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問させていただきますけれども、この議案第80号に関して、通院の場合は対象となる範囲が拡大する。入院の場合は食事療養費の助成を廃止するとい

うことで、グッドニュースとバッドニュースみたいなのではないかなというふうに思っています。

まず、いいことはよかったですけれども、食事療養費の廃止に至る経緯といいですか、拡大するためにある程度のところはやむなしで、この食事のところは勘弁してもらおうとなったのか、これまで助成をされてきたと思いますけれども、対象となる方がどれだけいて、そのうちの何パーセントぐらいが食費にかかっていたのかなというところについてお聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、食事療養費の制度を対象外にする中身につきましてのこれまでの経過でございますけれども、食事代につきましてはもともと平成6年までは国制度で保険対象というふうになっておりまして、そこで給付をしてきたという経過がございまして、ただ、その中で食材費についてはご自身で負担いただくというのが適当であるという考えから一定自己負担が発生してきたという中身になっております。さらに平成28年度からは、それに加えて調理費相当額につきましても自己負担をしていただくという流れになってまいっております。また、大阪府の医療費助成制度におきましても、当初は食事療養費の助成がございましたけれども、子ども医療費助成につきましては、本年度、平成27年度から食事療養費が助成対象外になったという経過もございまして、そのような中で国制度、府制度とも在宅療養と入院との公平性の観点ということからそういった制度改正がなされてきておりますので、本市におきましてもロードマップにおきまして、この食事療養費に

つきましては福祉医療の対象外としていくという方向性をお示ししているところでございます。

それと、割合等でございますけれども、これは年度によって変わってまいりますので平成26年度の決算で申しますと、人数ではございませんけれども、972件ということで事務報告書等に挙げさせてもらっております。これにつきましては、先日ご答弁申し上げましたように、レセプトの枚数というカウントの仕方になっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご説明をいただきまして、国の制度と府の制度にあわせて市もということで一定の理解はしました。ただ、医食同源といいますように、食べることは体をつくることそのものであると思えますし、学校でも、ましてや医療機関でも食事の赤の食べ物のグループは体、血や肉をつくる、黄色はエネルギーをとかというふうにポスターみたいなものがあるように食育でもあり、またそれは医療といいますか体をつくることだと思えますので、この制度の範囲が拡大したことはとてもいいことだと思えますので、これに対してはすごく評価いたしますけれども、またできますればいつの日か、またこの入院の食事療養費も助成の範囲内になるように要望いたします。

それと、先ほどこの助成に関しての周知の方法ということでご説明をいただきまして、内容についてはわかりましたけれども、市内の方に関してはもちろんこういう制度になりましたのでお使いくださいというふうに徹底していただきたいのと、あと僕ぐらいの世代でしたら子育てをして

いる方が多いんですけれども、子どもが大きくなってきてから、今までは賃貸の住宅に住んでいたけれども、そろそろマンションでも買おうかという方なんかは、吹田市であったり、茨木市であったりの子育て制度について調べている方がいらっしゃるんです。僕なんかより詳しくあったり、摂津市はこういうところがまだ甘いよとか言われたりするときもあるんですけれども、やっとうこういう拡大といういい面ができたので、近隣の市の方にもわかるように、特にホームページなんかは気を遣って検索でヒットしやすいようにしていただきたいと要望いたします。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかに質問はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時52分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 安藤 薫

文教常任委員 水谷 毅